



三重県公報

令和3年11月16日 (火)

第 261 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
人 事 委 規 則			
	三重県人事委員会規則7-12 (職員の管理職手当に関する規則) の一部を改正する規則	(人 事 委 員 会)	2
告 示			
691	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(障がい福祉課)	2
692	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出	(同)	2
693	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定の辞退	(同)	3
694	証紙の販売所の所在地を変更する旨の届出	(出納局)	3
公 告			
	家畜改良増殖法の規定による種畜証明書を書換交付した旨の通報	(畜産課)	3
	三重県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画 (イノシシ) 及び同計画 (ニホンジカ) の策定	(獣害対策課)	4
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による認定鳥獣捕獲等事業の変更の認定を行った旨	(同)	4
	三重県建設工事執行規則の規定による登録の有効期間及び申請の時期を定めた旨	(建設業課)	4
	開発行為に関する工事の完了	(建築開発課)	4
収 用 委 公 告			
	土地収用法の規定による収用又は使用の裁決手続の開始決定	(収用委員会)	5
	同件	(同)	5
特 定 調 達 公 告			
	一般競争入札を行う旨	(伊賀建設事務所)	6
正 誤			
	令和3年9月28日付け三重県公報第247号	(税務企画課)	9

人事委規則

三重県人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則七一一二（職員の管理職手当に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

令和三年十一月十六日

三重県人事委員会委員長 竹川博子

三重県人事委員会規則七一一二（職員の管理職手当に関する規則）の一部を改正する規則
 三重県人事委員会規則七一一二（職員の管理職手当に関する規則）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第一（第二条関係）				別表第一（第二条関係）			
組 織	職		区 分	組 織	職		区 分
知事本庁 部局	部長		一 種	知事本庁 部局	部長		一 種
	理事				理事		
	会計管理者				会計管理者		
	デジタル社会推進局長				出納局長		
	(略)				(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第一の規定は、令和三年十一月一日から適用する。

告 示

三重県告示第 691 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

令和 3 年 11 月 16 日

三重県知事 一見勝之

医療機関 の種別	医療機関の名称	所在地	標ぼうしている 診療科目	担当しようとする 医療の種類	指 定 年 月 日
薬局	川崎薬局	亀山市能褒野町 79-21		薬局	令和 3 年 10 月 1 日
薬局	健康館サニー薬局	鈴鹿市白子 4 丁目 16-6		薬局	令和 3 年 10 月 1 日
薬局	サニー薬局	四日市市赤水町 1274-12		薬局	令和 3 年 10 月 1 日
薬局	たんぼ薬局 さくらの丘店	桑名市さくらの丘 1 番地		薬局	令和 3 年 11 月 1 日
薬局	クスリのアオキ 黒瀬薬局	伊勢市黒瀬町 648 番地		薬局	令和 3 年 11 月 1 日

三重県告示第 692 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 64 条の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関から名称及び所在地の変更の届出がありました。

令和 3 年 11 月 16 日

三重県知事 一 見 勝 之

医療機関の種別	医療機関の名称	医療機関の名称及び所在地		標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	変更年月日
		変更前	変更後			
薬局	アイン薬局伊賀上野店	なかよし調剤薬局 久米店	アイン薬局伊賀上野店		薬局	令和 3 年 10 月 1 日

三重県告示第 693 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 65 条の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関から指定の辞退がありました。

令和 3 年 11 月 16 日

三重県知事 一 見 勝 之

医療機関の種別	医療機関の名称	所在地	標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	辞退年月日
薬局	ハロー薬局久居駅メディカルフロア店	津市久居新町 3006 番地ポルタひさい 2 階		薬局	令和 3 年 10 月 1 日

三重県告示第 694 号

三重県証紙条例（昭和 40 年三重県条例第 12 号）第 5 条第 1 項の規定により指定した証紙の販売人から、販売所の所在地を次のとおり変更する旨の届出がありました。

令和 3 年 11 月 16 日

三重県知事 一 見 勝 之

販売人の名称	販売所の名称	所在地		変更年月日
		旧	新	
株式会社百五銀行	日永支店 笹川出張所	四日市市笹川 6 丁目 29 番地 1 号	四日市市日永 4 丁目 1 番地 48 号（日永支店内）	令和 3 年 11 月 22 日
	上野支店 城北出張所	伊賀市小田町 219 番地	伊賀市上野恵美須町 1689 番地（上野支店内）	
株式会社三十三銀行	名張中央支店	名張市栄町 2873 番地の 11	名張市希中央 5 番町 20 番地（名張支店内）	令和 3 年 12 月 6 日
	松阪中央支店	松阪市新町 816 番地	松阪市大黒田町 527 番地の 1（花岡支店内）	令和 3 年 12 月 13 日
	志摩支店	志摩市阿児町鶴方字中之河内 4872 番地	志摩市阿児町鶴方 4026 番地 4（鶴方支店内）	令和 3 年 12 月 20 日

公 告

家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書の書換交付をした旨の通報があったので、同条第 2 項の規定により公示します。

令和 3 年 11 月 16 日

三重県知事 一 見 勝 之

種畜証明書番号	申請の事由	変更後	変更前
11397962896	種畜の名前の変更並びに種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	瑠璃之雫 三重県津市一身田上津部田 1504-224 アニマルジェネティックスジャパン株式会社	輪映 6289 鳥取県東伯郡琴浦町出上 14 独立行政法人家畜改良センター鳥取牧場

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 14 条の 2 第 1 項の規定により三重県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（イノシシ）及び同計画（ニホンジカ）を次のとおり策定しましたので、同条第 4 項で準用する同法第 4 条第 5 項の規定により公表します。

令和 3 年 11 月 16 日

三重県知事 一 見 勝 之

「次」は省略し、三重県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（イノシシ）にあつては農林水産部獣害対策課、四日市農林事務所、津農林水産事務所、松阪農林事務所、伊勢農林水産事務所、伊賀農林事務所、尾鷲農林水産事務所及び熊野農林事務所に、同計画（ニホンジカ）にあつては農林水産部獣害対策課、津農林水産事務所、伊勢農林水産事務所及び尾鷲農林水産事務所に備え置いて縦覧に供します。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 18 条の 7 第 1 項の規定に基づき、認定鳥獣捕獲等事業の変更の認定を行いましたので、同条第 2 項で準用する同法第 18 条の 5 第 2 項の規定により、次のとおり公告します。

令和 3 年 11 月 16 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 変更認定年月日
令和 3 年 10 月 26 日
- 2 変更内容
捕獲従事者の変更
- 3 変更の認定に係る鳥獣捕獲等事業者の名称等
 - (1) 名称
一般社団法人 三重県猟友会
 - (2) 住所
三重県津市桜橋 1 丁目 104 番地
 - (3) 代表者の氏名
松岡 繁

三重県建設工事執行規則（昭和 39 年三重県規則第 16 号）第 4 条第 4 項の規定による登録の有効期間及び申請の時期を次のとおり定めましたので、公告します。

令和 3 年 11 月 16 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 登録の有効期間
令和 4～7 年度三重県建設工事等入札参加資格者名簿（建設工事、測量・建設コンサルタント等）登録の有効期間は、令和 4 年 6 月 1 日から令和 8 年 5 月 31 日までとします。
- 2 申請の受付期間、場所等
県内に本店を有する者、県外に本店を有する者いずれも入札参加資格審査申請（建設工事、測量・建設コンサルタント等）の受付期間及び受付場所は、次のとおりとし、郵送によるもののみ受付します。

受付期間	受付場所
令和 4 年 1 月 5 日（水）から 同年 2 月 4 日（金）午後 5 時まで	〒514-0002 公益財団法人 三重県建設技術センター （三重県津市島崎町 56 番地）

- 3 問い合わせ先
三重県津市広明町 13 番地
三重県県土整備部建設業課
電話 059-224-2723

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 3 年 11 月 16 日

三重県知事 一 見 勝 之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和3年 11月5日	伊勢市小俣町明野 303-13	伊勢市勢田町 806-1 上田 慎治
令和3年 11月5日	名張市希中央 3 番町 53	大阪府大阪市中央区南本町 1 丁目 4-10 株式会社ベック 代表取締役 辻 正夫

収用委公告

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 45 条の 2 の規定により、次のとおり収用又は使用の裁決手続の開始を決定しました。

令和 3 年 11 月 16 日

三重県収用委員会会長 村 瀬 勝 彦

- 1 起業者の住所及び名称
東京都千代田区霞が関二丁目 1 番 3 号
国土交通大臣
愛知県名古屋市中区錦二丁目 18 番 19 号
中日本高速道路株式会社
- 2 事業の種類
一般国道 475 号新設工事（有料道路名「東海環状自動車道」新設工事・岐阜県養老郡養老町大跡字東畑地内から三重県いなべ市北勢町阿下喜字樋之口地内まで）及びこれに伴う附帯工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
（土地の所在） 三重県いなべ市北勢町向平字拾六代

地 番	地 目		地 積 (㎡)		収用しようとする 土地の面積 (㎡)	使用しようとする 土地の面積 (㎡)
	公簿	現況	公簿	実測		
301 番 1	山林	山林	744	5,917.89	1,033.77	18.60

- 4 土地所有者の氏名及び住所
持分 2 分の 1 岩間 克伸 東京都品川区上大崎 3 丁目 1 番 2-1702 号
持分 2 分の 1 岩間 小夜子 東京都品川区上大崎 3 丁目 1 番 2-1702 号
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし
- 6 裁決手続の開始を決定した日
令和 3 年 11 月 12 日

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 45 条の 2 の規定により、次のとおり収用又は使用の裁決手続の開始を決定しました。

令和 3 年 11 月 16 日

三重県収用委員会会長 村 瀬 勝 彦

- 1 起業者の住所及び名称
東京都千代田区霞が関二丁目 1 番 3 号
国土交通大臣
愛知県名古屋市中区錦二丁目 18 番 19 号
中日本高速道路株式会社
- 2 事業の種類
一般国道 475 号新設工事（有料道路名「東海環状自動車道」新設工事・岐阜県養老郡養老町大跡字東畑地内から三重県いなべ市北勢町阿下喜字樋之口地内まで）及びこれに伴う附帯工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

(土地の所在) 三重県いなべ市北勢町二之瀬字下ノ段

地番	地目		地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)	使用しようとする土地の面積 (㎡)
	公簿	現況	公簿	実測		
285 番	原野	原野	178	180.39	180.39	
1900 番	畑	原野	32	32.02	32.02	

- 4 土地所有者の氏名及び住所
持分 72 分の 1 藤代 恵子 神奈川県鎌倉市大船 1459 番地 16
持分 72 分の 71 国土交通省 東京都千代田区霞が関二丁目 1 番 3 号
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし
- 6 裁決手続の開始を決定した日
令和 3 年 11 月 12 日

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

令和 3 年 11 月 16 日

三重県知事 一見勝之

- 1 入札に付する事項
 - (1) 委託業務名
主要地方道松阪青山線（大繩橋）既設桁（低濃度 P C B 含有塗膜付着）等収集運搬・処分業務委託
 - (2) 委託業務の特質等
委託業務に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
 - (3) 委託期間
契約締結日から令和 4 年 5 月 31 日（火）17 時までとします。
 - (4) 委託業務履行場所
三重県伊賀市阿保地内
- 2 入札参加者及び落札者に必要な資格
 - (1) 競争入札参加資格
 - ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。
 - (2) 落札資格
 - ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
 - イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
 - ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
 - エ 表 1、表 2 記載の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）上の許可を有している者であること。

表 1 収集運搬に係る許可

対象廃棄物の種類	許可の種類	廃棄物処理法上の条項	許可品目
低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物	①低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理に係る大臣認定	第 15 条の 4 の 4 第 1 項	ポリ塩化ビフェニル汚染物
	②特別管理産業廃棄物収集運搬業※1	第 14 条の 4 第 1 項	

※1 「特別管理産業廃棄物収集運搬業許可」は、積込地及び積降地を管轄する都道府県知事又は政令市長の許可を有すること。

表2 処分に係る許可

対象廃棄物の種類	許可の種類	廃棄物処理法上の条項	許可品目
低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物	①低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理に係る大臣認定	第15条の4の4第1項	ポリ塩化ビフェニル汚染物
	②特別管理産業廃棄物処分業及び産業廃棄物処理施設	第14条の4第6項 第15条第1項	

3 入札に関する事項

- (1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
- (2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」という。）の利用登録が必要です。
- (3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和3年12月13日（月）15時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(4)までの書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- (4) 上記2(2)エの資格を有することを証明する書類の写し

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒518-8533 三重県伊賀市四十九町 2802 番地
 三重県伊賀建設事務所 総務・管理室 総務課 担当 松本
 電話 0595-24-8200 ファクシミリ 0595-24-8241

(2) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
 三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当
 電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から令和3年12月27日（月）まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

令和3年12月17日（金）までに通知します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和3年12月27日（月）14時30分まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、上野緑ヶ丘郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和3年12月27日(月)14時30分

なお、入札書は令和3年12月20日(月)から同月27日(月)14時30分までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒518-0835 伊賀市緑ヶ丘南町3937-3

宛先 上野緑ヶ丘郵便局留め

受取人 三重県伊賀建設事務所 総務・管理室 総務課

案件名 主要地方道松阪青山線(大繩橋)既設桁(低濃度PCB含有塗膜付着)等収集運搬・処分業務委託

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和3年12月27日(月)15時

場所 三重県伊賀市四十九町2802番地

三重県伊賀建設事務所 総務・管理室 総務課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則(平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。)第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り)が契約の相手方となる場合は、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Subject Matter of the Contract :

Consignment of collection, transportation, treatment of the girders, etc. which is coated film containing low PCB of Onawa Bridge on Matsusaka-Aoyama Line.

(2) Bid Submission Deadline :

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 2:30 P.M. on Monday, December 27th, 2021.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Monday, December 20th, 2021 and 2:30 P.M. on Monday, December 27th, 2021.

(3) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:00 P.M. on Monday, December 27th, 2021.

(4) Managing Authority :

General Affairs Section, General Affairs and Management Office, Iga Construction Office, Mie Prefecture

TEL: 0595-24-8200

Road Section, Project Promotion Office, Iga Construction Office, Mie Prefecture

TEL: 0595-24-8221

2802 Shijukucho, Iga City, Mie Prefecture, 518-8533, Japan

正 誤

令和 3 年 9 月 28 日付け三重県公報第 247 号に登載しました、三重県県税の滞納処分に関する文書等の様式に関する規則の一部を改正する規則中

ページ	行	誤	正
5	4	㊦㊧㊨	㊦㊧㊨

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>